

# 令和6年度 北海道広尾高等学校いじめ防止基本方針

北海道広尾高等学校

## 1 目的

学校いじめ防止基本方針は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを鑑み、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの早期解消、いじめの積極的な認知やその他のいじめへの対処のための対策を考えるための方針である。

近年、いじめは冷やかしからかいなどの他、ツイッターやLINE等のSNSを介したいじめや暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。いじめをきっかけに自らの命を絶とうとしてしまったり、不登校になってしまったりするなど、心に深い傷を負い悩んでいる生徒もいる。いじめ問題は複雑化し、その対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒達が意欲を持って満足でき、充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定める。また、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを積極的に認知し、適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定めることを目的とする。

※ 「いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行）」

※ 「北海道いじめ防止基本方針（平成30年2月改定）」

※ 「北海道いじめ防止基本方針（令和元年12月改定）」

※ 「北海道いじめ防止基本方針（令和5年3月改定）」

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、当該生徒が一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃（インターネット等を通じて行われるものを含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいう。

※ 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

### (1) いじめに対する基本的な考え方

- ① 「いじめは、絶対に許されない」「いじめは、いじめる側が悪い」との認識
- ② 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ③ 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

### (2) いじめの構造と動機

#### ① いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」「いじめる生徒」の関係だけではなく、「観衆」や「傍観者」などの周囲の生徒が関わっている場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり、促進作用になったりする。

## ② いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

- ・ 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・ 支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・ 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・ 同調性（強いものに追従する、数の多い側に入っていたい）
- ・ 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・ 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・ 欲求不満（いらいらを晴らしたい）

## (3) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

- ・ 悪口を言う、あざける、落書き、物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令、脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、仲間はずれ、授業中のからかい、嫌がらせ、暴力、たかり など
- ・ けんかやふざけ合いであっても、生徒が感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。

## 3 いじめ防止の指導体制、組織的対応

### (1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

#### 別紙 1

**※日常の指導体制（いじめの未然防止・早期発見）「いじめ防止（対策）委員会の設置」**

### (2) 緊急時の組織的な対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

#### 別紙 2      ※緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

## 4 いじめの未然防止

いじめ問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

### (1) 学業指導の充実

- ① 規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ② コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

### (2) 特別活動や道徳教育の充実

- ① ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ② ボランティア活動の充実

### (3) 教育相談・いじめ相談体制の充実

- ① 教育相談習慣等における面談の実施（毎月）
- ② スクールカウンセラーによるカウンセリング（毎月）
- ③ Q-Uテストの結果を活用した面談の実施（6月、11月）

- ④ いじめ相談窓口の周知徹底
- ⑤ 必要に応じてスクールソーシャルワーカーとの連携体制を構築
- (4) 定期的調査の実施
  - ① いじめの把握のためのアンケート調査における面談及び調査結果の周知〔生徒指導部通信等〕（６月、１１月）
  - ② I C T端末を活用した（心身の）健康状態チェック（年 10 回程度）
- (5) 人権教育充実
  - ① 人権意識の高揚
  - ② 講演会等の開催
- (6) 情報教育の充実
  - ① サイバーパトロールによる情報モラル教育の充実
  - ② いじめ予防や情報モラルに関する校内研修会の実施
  - ③ 警察や行政等の関係機関との情報交換
  - ④ 講演会等の開催
- (7) 保護者・地域との連携
  - ① いじめ防止対策推進法やいじめ防止基本方針、学校いじめ防止基本方針等の周知
  - ② 教育局のいじめ問題対策チームとの連携

## 5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

- (1) いじめの発見
 

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織対応（別紙２）」により速やかに報告し、事実確認をする。
- (2) いじめられている生徒のサイン      **参考資料①**
- (3) いじめている生徒のサイン      **参考資料②**
- (4) 教室でのサイン      **参考資料③**
- (5) 家庭でのサイン      **参考資料④**
- (6) 相談体制の整備
  - ① いじめ相談窓口の設置・周知
  - ② 子ども相談支援センター等の行政の相談窓口の周知
  - ③ 教育相談習慣等における面談（毎月）
  - ④ スクールカウンセラーによるカウンセリング（毎月）
  - ⑤ Q－Uテストの結果を活用した面談（６月、１１月）
  - ⑥ 必要に応じてスクールソーシャルワーカーとの連携体制を構築
- (7) 定期的調査の実施
  - ① いじめの把握のためのアンケート調査における面談及び調査結果の周知〔生徒指導部通信等〕（６月、１１月）

② ICT端末を活用した（心身の）健康状態チェック（年10回程度）

(8) 情報の共有

- ① 報告経路の明示・報告の徹底
- ② 職員会議等での情報共有
- ③ 要配慮生徒の実態把握（特別支援教育委員会との共有）
- ④ 進級時の引継ぎ

6 いじめへの早期対応

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・ 別室を準備するなど安全・安心を確保する。・心のケアを図る。
- ・ 今後の対策について、共に考える。
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・ 温かい人間関係をつくる。

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・ いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 周囲で傍観している集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・ 自分自身の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努めさせる。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努めさせる。

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

相談された場合は、複数の教員で対応して学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・ じっくりと話を聞く。
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

② いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・ 生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・ 行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

### ③ 保護者同士が対立する場合の対応

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもあるので、状況を見極める。
- ・ 教育局や関係機関と連携して解決を目指す。

## (4) 関係機関との連携

いじめは、学校だけで解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、関係機関と連絡を密に取り、一体的な対応をすることが重要である。

### ① 教育局との連携

- ・ 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 関係機関との調整

### ② 警察との連携（重大ないじめ事案等は直ちに相談・通報を行う）

- ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

### ③ 福祉関係（町の福祉課や社会福祉協議会など）との連携

- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握

### ④ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

### ⑤ スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）との連携

## (5) いじめ解消の判断【いじめ防止（対策）委員会が3か月後に確認して判断する】

いじめが「解消している」状態とは、いじめに係る行為（インターネットを通じて行われる行為を含む）が止んでいる状態が一定期間（少なくとも3か月継続）していること、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることの2つの要件が満たされていることを目安とする。

## 7 ネットいじめへの対応

### (1) ネットいじめとは

インターネット上において文字や画像を使い、特定の生徒の個人情報や誹謗・中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信したり、他人になりすましたりする行為によって、当該生徒が精神的な苦痛を感じているものがネットいじめであり、犯罪行為である。

## (2) ネットいじめの予防

### ① 保護者への啓発

- ・ ファilterリングの啓発
- ・ 保護者の見守り

### ② 情報教育の充実

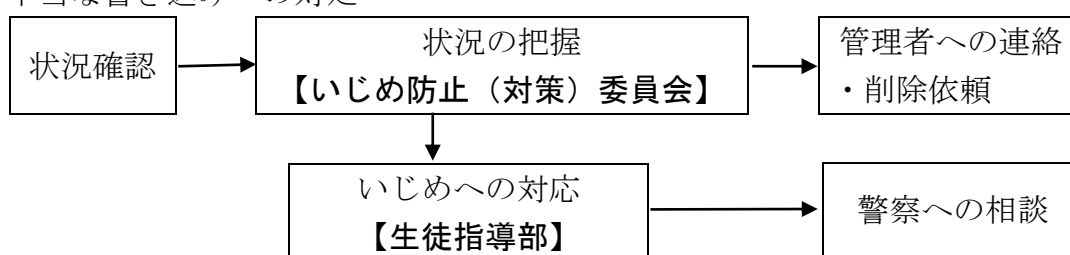
- ・ 講演会等による情報モラル教育の充実

## (3) ネットいじめへの対応

### ① ネットいじめの把握

- ・ 被害者からの訴え
- ・ 閲覧者からの情報
- ・ ネットパトロール

### ② 不当な書き込みへの対処



## 8 重大事態発生時の対応

### (1) 重大事態とは

#### ① いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 高額の商品を奪い取られた場合

#### ② いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた場合。

- ・ 年間の欠席日数が著しく増加している場合
- ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断

### (2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、道教委（教育局）に報告するとともに、直ちに警察へ相談・通報する。また「北海道いじめ問題解決支援外部専門家チーム（道東地区）」と連携し、支援を受けた上で、いじめの解消にあたる。

## 日常の指導体制（いじめの未然防止・早期発見）

管理職

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめを許さない姿勢
- ・風通しの良い職場
- ・保護者、地域等との連携

いじめ防止（対策）委員会

委員長：教頭 【定期開催は部長主任会議時】

委員：生徒指導部長、教務部長、養護教諭

【役割】 ※必要に応じてスクールカウンセラー

- ・学校いじめ防止基本方針作成、見直し
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画・立案
- ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・いじめと疑われる案件の事実確認・判断
- ・要配慮生徒への支援方針

【結果報告】

管理職

【緊急対応】

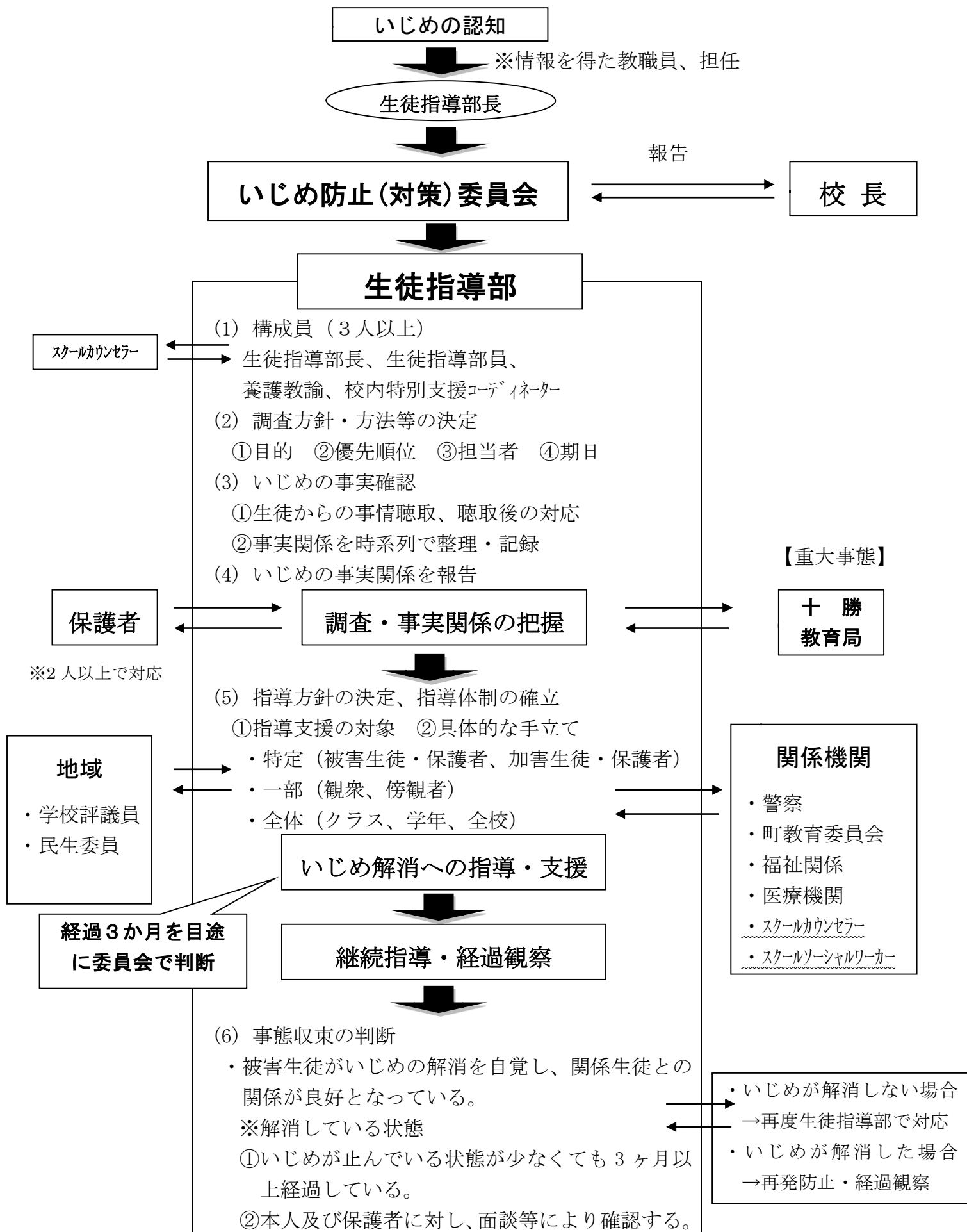
生徒指導部

## 未然防止いじめ防止

- (1) 学業指導の充実
  - ① 規範・帰属意識の高揚
  - ② コミュニケーション能力の育成
- (2) 特別活動や道徳教育の充実
  - ① ホームルーム活動の充実
  - ② ボランティア活動の充実
- (3) 教育相談の充実
  - ① 面談の定期開催
  - ② SC や SSW によるカウンセリング
  - ③ Q-Uテスト
- (4) 定期的調査の実施
  - ① いじめアンケート調査
- (5) 人権教育の充実
  - ① 人権意識の高揚
  - ② 講演会等の開催
- (6) 情報教育の充実
  - ① サイバーパトロール
  - ② 校内研修会の実施
- (7) 保護者・地域との連携
  - ① 学校いじめ防止基本方針の周知
  - ② いじめ問題対策支援専門家との連携

## 早期発見

- (1) 情報の収集
  - ① 教員の観察による気づき
  - ② 養護教諭からの情報
  - ③ 相談・訴え（生徒・保護者・地域等）
  - ④ 警察など関係機関からの情報
- (2) 相談体制の整備
  - ① 相談窓口の設置・周知
  - ② 子ども相談支援センター等の行政の相談窓口の周知
  - ③ 面談の定期開催
  - ④ SC や SSW によるカウンセリング
  - ⑤ Q-Uテスト
- (3) 定期的調査の実施
  - ① いじめアンケート調査
- (4) 情報の共有
  - ① 報告経路の明示・報告の徹底
  - ② 職員会議等での情報共有
  - ③ 要配慮生徒の実態把握
  - ④ 進級時の引継ぎ



## 参考資料①

### 1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は、自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

#### <登校時朝のSHR>

- ① 遅刻や欠席が増える。その理由を明確に言わない。
- ② 教員と視線を合わせず、うつむいている。
- ③ 体調不良を訴える。
- ④ 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
- ⑤ 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。

#### <授業中>

- ⑥ 保健室やトイレに行くようになる。
- ⑦ 教材等の忘れ物が目立つ。
- ⑧ 机の周辺が散乱している。
- ⑨ 決められた座席と異なる席に着いている。
- ⑩ 教科書・ノートが汚れている。
- ⑪ 突然個人名が出される。

#### <休み時間>

- ⑫ 弁当にいたずらされる。
- ⑬ 昼食を教室の自分の席で食べない。
- ⑭ 用のない場所にいたり、廊下を徘徊していたりすることが多い。
- ⑮ ふざけ合っている表情がさえない。
- ⑯ 衣服が汚れたり、やぶけたりしている。
- ⑰ 一人で清掃をしている。

#### <放課後>

- ⑱ 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。
- ⑲ 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらをされたりしている。
- ⑳ 一人で部活動の準備や片付けをしている。

## 参考資料②

### 2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気がいたら、積極的に生徒の中に入ってコミュニケーションを増やし、状況を把握する。

- ① 教室等で仲間同士が集まり、ひそひそ話をしている。
- ② ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
- ③ 教員が近づくと、不自然に分散する。
- ④ 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

### 参考資料③

#### 3 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

- ① 嫌なあだ名やばかにしたような発言が聞こえる。
- ② 席替えなどで近く of 席になることを嫌がる。
- ③ 何か起こると特定の生徒の名前が出る。
- ④ 筆記用具等の貸し借りが多い。
- ⑤ 壁等にいたずらや落書きがある。
- ⑥ 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

### 参考資料④

#### 4 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えおくことが大切である。

- ① 学校や友人のことを話さなくなる。
- ② 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。
- ③ 朝起きてこなかったり、学校に行きたくないと行ったりする。
- ④ 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- ⑤ 受信したメールをこそこそ見たり、電話やメールにおびえたりする。
- ⑥ 不審な電話やメールがあったりする。
- ⑦ 遊ぶ友人が急に変わる。
- ⑧ 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
- ⑨ 急にいらだちを見せたり、泣いたりして、喜怒哀楽が激しい。
- ⑩ 理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。
- ⑪ 理由のはっきりしない衣服の打撲や擦り傷がある。
- ⑫ 登校時間になると体調不良を訴える。
- ⑬ 食欲不振や不眠を訴える。
- ⑭ 学習時間が減る。
- ⑮ 成績が下がる。
- ⑯ 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- ⑰ 自転車がよくパンクされたり、壊されたりする。
- ⑱ 家庭の品物や金銭がなくなる。
- ⑲ 大きな額の金銭を欲しがる。
- ⑳ 家庭内で会話が減り、部屋に引きこもる時間が増える。